

4.看護連盟へのQ&A (会員よりの質問)

質問・相談内容	回答と根拠など	結果
<p>1 看護師としての自分がコロナ禍における電話対応と支援について出来る事があったら知りたい</p>	<p>1 コロナ患者の自宅待機者に対して、兵庫県看護協会では、協会員による電話相談を行っている。 2/2 より兵庫県の要請で法的にも問題がないため、自宅待機者(240名)に対して保健所に代わって電話による健康観察を行っています。</p>	<p>「電話相談」の取り組みの詳細については 兵庫県看護協会へ 【連絡先 看護協会代表電話】 078-341-0190</p>
<p>2 兵庫県看護連盟がメディアなどを活用した表立った活動を見える化し、現場の現状を伝えてほしい</p>	<p>看護協会のようにメディアの活用はしていません。 理由は選挙運動として誤解される可能性があるからです。 したがって、看護連盟はロビー活動を行っています。</p>	<p>ロビー活動について</p> <p>①看護職が「看護連盟」に入会し、看護制度の改革と労働条件の改善のために国や関連機関に対して政策提言活動を展開している</p> <p>②日本国憲法において国民一人一人の権利として国会議員への「請願」「陳情」という制度があり兵庫県看護連盟も政治団体として、医療に従事する看護職の組織である看護協会の看護政策実現のために看護職代表議員に要望書を届け看護職国会議員の施設見学時に「現場の声」を届けている</p> <p>③要望書は毎年、国・県・市に「看護を支援する議員の会」の県会議員、神戸市議会議員とともに届けている(陳情をしている)</p> <p>④大まかな「陳情」や「要望書」の流れは以下の通りである</p> <p>〔7月〕 自民党県連へ国・県・市に対して翌年度の予算編成に対する要望提出</p> <p>〔9月〕 県議員団政策要望に係る意見交換会 神戸市議員団予算編成に対する要望に係る意見交換会</p> <p>〔10月〕 県議会議員との交流会</p> <p>〔11月～12月〕 県議会自由民主党への要望提出と意見交換会(知事提出内容と同じ) 施設訪問を実施 「看護を支援する県会議員」とともに臨床現場を視察、直接現場の声や状況を届ける 兵庫県知事へ「地域医療介護総合確保基金事業及び予算編成に関する要望」提出</p> <p>〔3月〕 兵庫県・神戸市から予算編成に対する要望の回答と意見交換会</p> <p>⑤〔6月〕 県より看護関係予算の報告を受け、看護連盟総会要綱に掲載</p> <p>⑥県内の各級議員(国会、首長、県議・市長議)の政策セミナーに参加し、ロビー活動を展開し参議院議員選挙につなげることも連盟活動の大きな役割である。</p> <p>⑦看護職が抱える問題を政治的手段で解決するために国政・地方議会に看護職の代表を送っている 看護職参議院議員2名、衆議院議員2名、地方議員2名(2021年3月現在)</p> <p>⑧医療現場の支援のため看護協会と連携した政治への働きかけを実践 2020年3月～ 「新型コロナウイルス感染対策に関する要望書」をタイムリーに提出…兵庫県看護連盟ホームページ参照</p>

<p>3 連盟入会費減額変更の検討をお願いしたい</p> <p>年賀はがき・広報誌等の削減の検討</p>	<p>検討中 看護連盟活動のためにかかる経費については毎年、予算・決算報告を総会で先行承認を得ています。</p>	<p>決算収支においては収入と支出がほぼ同額のため、会費減額は検討を要する</p> <p>年賀はがき・広報誌の配布などは全支出の約5%にあたります。</p>
<p>4 オンライン研修の予定</p>	<p>検討中 研修会についてはリモート環境が整備されている兵庫県看護協会で順次、調整をしながら計画予定です。</p> <p>日本看護連盟と都道府県看護連盟との各種会議は現在リモートで行われています。</p> <p>今後、兵庫県看護連盟役員会、支部長会議もリモートで行える環境を確認しながら進めていく予定です。</p>	<p>2021年度（令和3年度）研修企画は総会にて承認後、随時ホームページ、施設にご案内する。</p> <p>今後、コロナ感染の収束状況に応じながら同テーマで複数回の開催（ソーシャルディスタンスを堅守）も検討する。</p>
<p>5 いろいろ困っていることをどこに言ったらいいのかわからない(病院の評判が優先されて上司になかなか伝わりにくい)</p>	<p>2/15より兵庫県看護協会は、看護職のための電話相談とメール相談を行っています。</p> <p>コロナ禍における不安や緊張、風評被害、職場における人間関係等様々な悩みについて匿名で相談できます。</p>	<p>「電話相談」の取り組みの詳細については 兵庫県看護協会へ 【連絡先専用ダイヤル】080-7075-5361 (月～金、10:00～12:00、13:00～17:00) 看護連盟でもホームページから相談を受けつける予定にしています。 またアンケートに記載いただいた質問・相談にはできるだけ早く対応し、ホームページでアップしています。</p>
<p>6 若いナースにも看護連盟活動に参加しやすい仕組みづくりを希望したい</p>	<p>若手会員（特に20代から30代）はそれぞれの支部に属して支部活動や研修企画をし活動することができます。</p> <p>また若手会員を中心とした集まりで「ポリナビ Hyogo」のメンバーとして「政治」「政策」の学びを通して自分たちでできる事を実行しています。</p> <p>詳しくは、兵庫県看護連盟のホームページをご覧ください</p>	<p>ポリナビメンバーの登録は以下をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お名前 ・年齢 ・施設名 <p>登録先：renmei-h@ceres.ocn.ne.jp</p>
<p>7 医師の働き方改革ばかりに目を向けるのではなくナースについてお願いしたい</p>	<p>医師の働き方改革は厚生労働省では2019年度（平成31年度）から取り上げられてきました。ご存じのように医師の健康を確保しながら、地域医療提供体制の確保を実施するために2036年まで段階的に進められています。そのため、2024年までには労働時間管理やタスクシフト、勤務医の働き方が今まで以上に取り上げられるようになりました。（厚労省ホームページより）</p>	<p>看護職は医師の働き方改革より早い時期に取り組みが始まった。2007年（平成19年）からWLBの取り組みの必要性を日本看護協会から事業計画として出され、新人看護師の離職率が高かったことから全国各地でWLBを展開。2014年（平成26年）、医療法の改定により医療機関の管理者が医療従事者（医師も含む）の勤務環境の改善に取り組むこととする努力義務規定が創設された。手上げ方式のため兵庫県内では少ないながら、25施設以上が取り組んでいる。なぜ、医療環境の改善を行う必要があるのかは「長く働ける職場・働きたい職場づくり」のためである。特に、看護職を長く続けることで現場の問題がどこにあり改善には何が必要か？そのためには看護師がどう行動したらいいのかが見えてくる。給料アップ、介護や子育ての充実の課題を明確にできるのも働き続けることと深く関係がある。看護職だけでなく医師も含めた医療職の勤務環境の改善のため現場の声を政治に反映しましょう。</p>
<p>8 covid-19の正しい情報を流してほしい(メディアに足を引っ張られているため)</p>	<p>厚生労働省、日本看護協会や兵庫県対策本部とリンクし、情報をタイムリーに兵庫県看護連盟のホームページにアップします。ぜひご覧ください</p>	